

野生鳥獣の適正な保護管理を進めましょう！

平成30年度

狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく狩猟免許試験を実施します。

※野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。
捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。

イノシシ、カラス、ヌートリアなどの鳥獣による農作物被害が、県内でも大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域の維持を図っていくためにも、狩猟免許を取得して狩猟や有害鳥獣捕獲許可などにより有害鳥獣を捕獲し、安心できる生活や生産活動ができる環境を作りましょう。



試験日、会場及び申込受付期間

地区	試験日	会場	申込受付期間
鳥取会場	8月26日（日） 午前9時30分～午後5時	県庁第2庁舎4階 22会議室 ほか （鳥取市東町一丁目220）	5月9日（水） ～ 8月15日（水）
倉吉会場	7月29日（日） 午前9時30分～午後5時	鳥取県中部総合事務所201会議室ほか （倉吉市東巖城町2）	5月9日（水） ～ 7月18日（水）
	12月2日（日） 午前9時30分～午後5時		5月9日（水） ～ 11月21日（水）
米子会場	7月1日（日） 午前9時30分～午後5時	鳥取県西部総合事務所講堂ほか （米子市糺町一丁目160）	5月9日（水） ～ 6月20日（水）

申込先・問合せ先

（受験申込手続きは住所地ごとの担当課で実施します。）

担当区域	担当課	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	鳥取県中部総合事務所 生活環境局生活安全課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、 西伯郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 生活環境局生活安全課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-9325

試験種類及び受験手数料

（鳥取県収入証紙を購入してください。）

区 分		網猟免許 （網用）	わな猟免許 （わな用）	第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用）	第二種銃猟免許 （空気銃用）
受験 手 数 料	新規受験者	4,300円	4,300円	5,200円	5,200円
	既に他の種 類の免許取 得者	2,800円	2,800円	3,900円	3,900円

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

■受験申込手続き

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地ごとの担当課に持参又は郵送してください。(申請書は鳥取県東部庁舎、八頭庁舎、各総合事務所、日野振興センター及び市町村役場にあります。また、申請書と医師の診断書の様式は、県のホームページ<http://www.pref.tottori.lg.jp/96933.htm>よりダウンロードできます。)

写真 1枚	申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載
銃猟・空気銃所持許可証(写し)1部 又は、 医師の診断書 1通	・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている方は、その許可証の写し ・上記の許可を受けていない <u>すべての方は</u> 、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての診断書
82円切手 1枚	受験票返送用
鳥取県収入証紙	受験手数料は、 <u>鳥取県収入証紙</u> により納付ください。 ※申込み先の事務所でも購入できます。

■狩猟者養成講習会

受講料無料・別途テキスト代(1,500円)が必要。代金は当日持参ください。

狩猟免許試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。参加を希望される方は、狩猟免許試験とあわせてお申込みください。

実施日	会場	申込受付期間
7月29日(日)	鳥取県立社会福祉人材研修センター (鳥取市伏野1729-5)	5月9日(水)～7月25日(水)
6月17日(日)	JA鳥取中央本所 (倉吉市越殿町1409)	5月9日(水)～6月13日(水)
11月4日(日)		5月9日(水)～10月31日(水)
6月3日(日)	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 (米子市錦町1丁目139-3)	5月9日(水)～5月30日(水)

※開催時間は、いずれも午前9時30分～午後4時(予定)。

■その他

- 狩猟免許の更新手続きは、住所地ごとの担当課で実施します。(平成27年度に狩猟免許を取得又は更新された方は、今年度が更新年度となります。)**
- 鳥獣害防止対策については、最寄りの市町村役場、鳥取県東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所イノシシ等被害防止相談窓口までお問合せください